

【山県市のパブリックコメント制度】

様式3

意見募集の結果を公表します

- ◇ 案件名 「高富都市計画用途地域の変更（案）」について
- ◇ 意見募集期間 平成28年11月1日（火）から平成28年11月30日（水）まで
- ◇ 提出方法別意見提出者数

提出方法	人 数
電子メール	0
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	1
計	1

- ◇ 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方（同趣旨の意見は一括）
別紙のとおり
- ◇ 問い合わせ先
山県市まちづくり・企業支援課
電話 0581-22-6831

【山州市のパブリックコメント制度】

No.	資料種別	頁	提出された意見の概要	市の考え方
1	高富都市計画用途地域の変更について（案）	P6. 見直し （案）	<p>現在の住居がある土地が、近隣商業地域に指定されることにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建物の高層化により住民の生活の場の景観を無視、日照障害 ② 地震を考えた場合、非常に安全が危惧される ③ バスターミナル移設、IC 設置による道路渋滞、騒音、振動、排気ガス被害 ④ 住宅等建物の建設制限を受ける ⑤ 商業施設による防犯問題等、安全に生活する権利を害する。 <p>近隣商業地域への変更は断固受け入れできない。</p>	<p>① 建物の高層化及び日照障害については、建築基準法に遵守となります。</p> <p>② 用途地域の指定の有無にかかわらず、市としては南海トラフ巨大地震等の大災害に対し、可能な限り対策をとっていきます。</p> <p>③ バスターミナルの整備について、周辺環境に十分配慮するとともに、計画段階から周辺住民の皆さまへの情報提供、意見交換等を行いながら進めていきます。</p> <p>④ 近隣商業地域は住宅建設を阻害するものではありません。</p> <p>⑤ 防犯に関する事案については、担当部署に報告し、安全なまちづくりに努めます。</p>
2	高富都市計画用途地域の変更について（案）	P6. 見直し 案の図 （内容）	<p>図の公共交通の乗り換え拠点（予定）No, 4 はいびつな形である。現市職員の住居を境とし、某現市職員の住居が近隣商業地域から除かれるように地域指定がされている。某現市職員の住宅隣は病院と薬局があり、周辺にはガソリンスタンド、他さらに病院があり、その某現市職員の住宅から 100m 圏内は建設中ではあるが高速道路が横断する。にも関わらず、某現市職員の住居を境とし近隣商業地域</p>	<p>用途地域の指定は道路などの明確な地形地物を区域界とすることを基本としています。</p> <p>今回の用途地域の指定は、今後、東海環状自動車道の供用にともない商業施設等の立地が想定される国道 256 号の沿道を対象としたものです。</p> <p>その区域は、あくまで</p>

【山根市のパブリックコメント制度】

No.	資料種別	頁	提出された意見の概要	市の考え方
			<p>から外れるには不自然であり、到底納得できない。私の住居は、某現市職員の住居の北側に位置し、住居脇には通学路がある。某現市職員の住居よりも高速道路から離れた位置に住居があるにも関わらず近隣商業地域に指定しようとしている。この見直し案は、不自然であり到底納得できない。</p>	<p>も「沿道」に該当する土地を総合的に判断して設定したものであり、特定の個人の意向を反映させたものではありません。</p>